

令和7年度補正分障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業についてのQ&A

令和8年1月20日時点

No.	質問	回答
1	事業の対象期間はいつからか。	内示後に購入した介護ロボット・ICT機器等が対象である。
2	新規指定を受ける予定の事業所の申請は可能か。	本事業は働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的としており、事業所新規開設時の補助を目的としていない。 については、導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は補助の対象とならないことに注意されたい。
3	内示後に購入する機器の変更は可能か。	基本的に、申請時の計画に示された機器等を購入する必要がある。 但し、販売中止等の事情により申請時の計画に示された機器等を購入できないなどやむを得ない事情がある場合であって、導入の趣旨目的及び期待される効果が同等であると都道府県等が認めた場合に限り、同価格以下の機器等への変更することも可能とする。
4	これまで「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」「障害福祉分野のICT導入モデル事業」で補助を受けた事業所が、今回国庫補助協議することは可能か。	過去に補助を受けた場合でも、今回交付申請いただくことは可能。 但し、予算額を超える国庫補助協議があった場合は、今回初めて事業を実施する事業所を優先し、予算の範囲内で補助するため留意されたい。
5	研修会の実施方法の指定はあるか。	研修会の実施方法の指定はない。必要に応じオンライン研修等の対面以外方法を用いて差し支えない。また、機器導入前の研修実施が望ましいが、機器導入後の研修実施となっても差し支えない。
※以降は、ICTのみ		
6	都道府県等は、ICT機器等の導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業所等を対象に研修会を開催することになっているが、どのような内容の研修を行えばよいか。	ICT機器等の導入が進んでいない障害福祉サービス事業者等も効果的に本事業を実施していくために、研修会の参加を義務づけているものであるため、事業所等における効果的なICT機器等の導入の意義・必要性、具体的なICT機器等・ソフト等の使用方法等を踏まえた内容としていただきたい。 なお、平成31年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン」及び令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」も参照していただきたい。 (参考) ・平成31年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン」 https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654236.pdf ・令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」報告書1 https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113425.pdf ・令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」報告書2 https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113426.pdf
7	研修会の実施内容について報告する必要はあるか。	研修実施主体におかれては、実績報告時に研修に用いた資料の電子媒体も併せて提出されたい。
8	過去に研修実施主体が開催する研修会に参加済みの事業所が、改めて令和7年度中に研修を受講する必要があるか。	改めて研修に参加する必要はない。
9	厚生労働省の「障害福祉分野の障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（ICTの導入支援）」の研修会とこども家庭庁の「地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業」の研修会を合同で開催したいが、これは可能か。 また、この場合、どのように補助金の協議をしたら良いのか。	合同で研修会を開催することは可能。 この場合は、それぞれの補助金に重複して費用が計上されないよう、研修参加人数等により費用を按分し、それぞれの補助金に計上し協議されたい。
10	複数年に渡るソフトウェアの使用権（ライセンス）を購入する場合、購入金額全額が補助対象となるのか。それとも、当該年度分のみが補助対象となるのか。	事業実績報告において機器導入による定量的効果が測定可能である必要があるため、当該年度分のみが補助対象となる。
11	既存の機器やシステム等の改修費用は対象になるか。	対象外（あくまで、本事業は導入に係る経費の補助であるため。）
12	事業所におけるシステム等の自社開発費用は対象になるか。	対象外（既存のシステムを事業所向けに個別にカスタマイズする費用も同様。）
13	ICT機器等の導入に当たって、気をつけておくことはあるか。	ICT機器等の導入による定量的効果が事業計画書に明確に示されていることが重要である。 また特に、事業計画書の「主な導入機器内容」に記載が無い機器を導入する際には、導入の必要性について積算内訳書の「備考欄」に詳細に記載すること。（記載内容が十分では無い場合、補助対象経費として認めないこともある。） なお、スマートフォンなどは本補助事業の目的以外の使用の防止を徹底するとともに、私物ではなく業務用であることを明確にするための表示（シール貼付等）を行うなど各事業所において適切な対応をお願いしたい。